

令和4年度五所川原市地域内フィーダー系統確保維持計画に係る運送予定者の募集実施要領

(趣旨)

第1 市内の生活交通のうち、地域内フィーダー系統の維持・確保については、国が地域公共交通確保維持改善事業に基づいて運行欠損額に対する補助を行っている。

運行欠損額に対する補助を受けるためには、五所川原市地域公共交通活性化協議会による協議を経て地域内フィーダー系統確保維持計画に運送予定者として記載され、国土交通大臣から承認を受ける必要があり、また、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第4項において、運送予定者の選定に当たっては、企画競争等の方法により行わなければならないとされていることから、同条に基づいて運送予定者となる事業者を募集するものである。(補助要件の詳細については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等を参照のこと。)

(参加資格)

第2 次のすべてに適合すること。なお、参加資格を証明するため、3に定める参加資格の確認手続きを行うこと。

(1) 五所川原市内において、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による許可を受けて運行している者。

(2) 地域公共交通確保維持改善事業補助金の補助申請を行い、補助金を活用し運行可能な者。

(参加資格の確認手続き)

第3 運送予定者となることを希望する者は、次により五所川原市地域公共交通活性化協議会に申請し、2に規定する参加資格を全て満たしていることの確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認は申請書を受理した後に事務局において行い、その結果を令和4年7月29日(金)までに電子メール等で通知する予定である。

(1) 提出書類

地域内フィーダー系統確保維持計画参加資格確認申請書(様式第1号)

※添付書類

①五所川原市内で運行する路線に係る東北運輸局の認可書(ただし、五所川原市地域内フィーダー系統確保維持計画に掲載され、現に運行している路線については省略できる。)

②補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

③会社組織図など営業所等の拠点が把握できるもの(ただし、五所川原市地域内フィーダー系統確保維持計画に掲載され、現に運行している路線については省略できる。)

④令和4年10月1日時点における運行経路に係る路線図(ただし、五所川原市地域内フィーダー系統確保維持計画に掲載され、現に運行している路線については省略できる。)

(2) 提出方法

持参、郵送により提出すること。

(3) 提出期限

令和4年7月15日(金)午後5時まで(必着)

(4) 提出先(事務局)

〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1

五所川原市建設部都市・交通課

TEL0173-35-2111 FAX0173-353617

E-mail : toshikei@city.goshogawara.lg.jp